

十九八七	六五四	三二一	人基年〇 向づ財個財 平け務省人向 成国債令告示 二債第六告示 十八債第國債 八年行第十一 一年行第十七 月件行第十八 七月等行第等 財日等行第等 務大臣行第等 麻生行第等 太郎行第等 ・
初利發發 期率行行 利価日 子格	振額最 替低額 單額面 位金	用振の法 等替條律 項及法 の適び の適そ	發行號名 稱及根 記及拠
た期平年額平す額の振 金と成〇面成るの記替 額し二・金二。整載法 を、十〇額十數又の 支次八五百七倍は規 払の年パ円年の記定 う算六丨に十金録に 。式月セつ二額はよ たに十ンき月に、る だよ五ト百十によ最振 しり日円五るよ低替 、算を日も額口 支出支も額面座 払し払と金簿	一三額の定以律社 万万面振の下債第 円円金替適「平成 額機関用振替株式 で三は受け法」等の 十七本銀ものと、の 九千とし、の 三百する、の 三十。そ規	社九特五個 債第年別年人向 一法會計に利付 株式等の振替三 二關する法律 十十六回三 三十庫債券号 六回法律 四平成四十 六十。そ規	・

十一
一
十二
三
四
五
六
十
十
十
十
十

の	中	払	払	償	償	後	第
取	途	込	込	還	還	二	期
扱	換	場	期	金	期	利	子
い	金	所	日	額	限	以	

(一) 式 次行八中日平額平成利子を支払う。前六月十五日及び毎年六月十五日を支払期とし、各支払期に属する期間において同じ。

額面金額 × $\frac{0.05}{100} \times \frac{1}{2}$

その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十二号において規定する期日について同じ。）

額面金額 × $\frac{79.685}{100} \times \frac{1}{2}$

（利子に相当する金額とすることとする。算

る額 × $\frac{79.685}{100} \times \frac{1}{2}$ + (利子に相当する金額 - 前から平年により区分にとし、その買取額は、

ての出るな(△額) = 端し金お相手がそ受す一入にじ算次經過額にた出の結果式子なににいは円によ切未算場合捨算す

には一円とする。ただし、受個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十二項に規定する受入経過利子が発生しない銘柄については零とする（次号において同じ。）。

$$\text{額面金額} \times \frac{0.05}{100}$$

初期利子支払期の 6 カ月前の日
から発行日までの日数

365

（二） 平成二十九年六月十五日以後の場合

$$\text{額面金額} + \text{経過利子に相当する金額} \\ \times \frac{79.685}{100} \times 2$$

十七 中途換金
の特例

が養成第一項の正規契約の受益者を含む。相続が死亡したときにはその相続が信託契約の受益者及び所得税法等の一部を改定する法律（平成二十五年法律第二十一条の四第一項に規定する特定障害者扶養信託契約の受（昭和二十五年法律第五号）第三条の規定による改定す

(二) (一)式次る中あ平該當救十には指第昭（人）第十九六号法（昭和十七年法律第十一項）（当該市区域又はその居住する市町村）は、該都市にあり、該市市行法律災害救助法（昭和第一項）（当地方自治法）（昭和十二年法律第百八十八号法）（災害救助法）を含み、居住する市町村（以下「受助者」とす）が災害救助法（昭和十二年法律第百八十八号法）（災害救助法）による災害救助を受けたときは、当該救助金の額（以下「受助金額」とす）は、前項の規定による額（以下「原額」とす）に相当する額とする。

受助金額 = 前項の規定による額 × $\frac{79 \cdot 685}{100}$

受助金額 = 受入経過利子に相当する金額 - 経過利子に相当する金額 + 経過利子に相当する金額

受助金額 = 平成二十八年六月十五日前の場合は、平成二十八年六月十五日前の場合は、（受入経過利子に相当する金額 - 経過利子に相当する金額）

払元
場利所
金支

日本銀行